

令和5年9月12日

共 産 党

最低賃金を全国一律1,500円に引き上げることを
求める意見書（案）

令和5年度の地域別最低賃金（時給）改定について8月18日、すべての都道府県の地方最低賃金審議会で答申が出そろった。全国加重平均で43円増、現行の961円から1,004円に引き上げられる結果となった。

今回の改定では、中央最低賃金審議会が示した目安について、低額地域を中心に24県で1～8円の上積みが行われ、令和4年の22道県1～3円を上回る事となった。これは、政府が示した目安金額が物価高騰を後追いするだけで、現実に追い付いていないことを示すものである。時給1,004円で月150時間フルタイム並みに働いても年収は180万円程度で、厚生労働省が示すワーキングプアの水準（年収192万円未満）にも届かない金額である。

労働総研などの調査では生活に必要な最低生活費は時給に換算すると1,500円となっており、時給1,500円への引き上げの経済効果は、国内生産額で17.9兆円、106.6万人の新たな雇用創出につながり、国内総生産（GDP）が1.9%上昇するなどの調査結果も出されている。

また、今回の改定では、最高額は東京の1,113円で、最下位は目安どおり答申した岩手の893円との格差は220円となり、令和4年度より1円拡大し、年収では40万円ほどの格差になった。都市部は住居費が高いというものの、地方は自動車利用の費用も重くなっており、全国ほとんど差がないと言われている。地域間格差の解消は地域による上積みの努力だけでは、限界があることは明らかであり、全国一律の最低賃金が必要である。

貧富の格差が広がる中で、大企業が大きく増やした内部留保に課税すれば、それを財源に中小企業への支援を行いながら最低賃金を

引き上げることは可能である。日本の最低賃金は、労働者が自立して生活するには低すぎる。都道府県で大きな地域間格差があるという問題があり、是正が急務である。

よって、板橋区議会は、政府に対し、労働者の暮らしを守るため、最低賃金を全国一律にし、1,500円に引き上げることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

厚生労働大臣
経済産業大臣 } 宛